

パブリックコメントの結果について

該当施策	意見	意見に対する考え方
<p>3 大気・水・土壌環境等の保全</p>	<p>1. 環境省は、今すぐ昭和 52 年（1977 年）に行われたように、「低周波空気振動委員会」を立ち上げ、「参照値以下」で被害を訴える場所での環境影響調査と「因果関係」を含めた疫学調査を早急に始めるよう要望する。</p> <p>2. 予防的措置により、「超低周波空気振動」により人体に与える影響について、「産業機器製造者」「設置業者」を含む「国民」に対しての周知活動を要望する。</p> <p>3. 急性実験「参照値」は慢性被害に対応できない。撤廃、見直しを求める。</p>	<p>従来、低周波空気振動と称していた1から 100 ヘルツ以下の低周波音に関する御意見について、以下のとおり回答します。</p> <p>1. について 環境省では平成 20 年度から「移動発生源等の低周波音に関する検討会」を設置し、諸外国における風力発電施設から発生する騒音・低周波音に係る基準等の状況について情報を収集するなど調査を行っているところです。 今後とも、環境省では低周波音に関する必要な調査等について地方公共団体及び関係省庁とも連携しながら適切に進めてまいりたいと考えています。</p> <p>2. について 低周波音に適切に対応するため、平成 12 年に「低周波音の測定方法に関するマニュアル」、平成 14 年に「低周波音対策事例集」、平成 16 年に「低周波音問題対応の手引き書」、平成 18 年に「よくわかる低周波音」パンフレットを作成するなど情報の発信に努めております。 今後とも低周波音についての知見の収集に努め、その結果を広く国民に発信してまいります。</p> <p>3. について 参照値は固定発生源から発生する低周波音について苦情の申立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安として示したものであります。参照値につきましては、最新の知見を集積し、必要に応じて検証することにしていきます。</p>